

第 22 期 第 25 回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

平成 28 年 6 月 30 日

伊予市農業委員会

# 第 22 期

## 第 25 回定例農業委員会総会議事録

平成 28 年 6 月 30 日（木）午後 1 時 30 分から、伊予市総合保健福祉センターにおいて第 25 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	35 名
	事務局	局長
		主査
		臨時

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

### 議事日程

- |     |                                    |     |
|-----|------------------------------------|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名                         |     |
| 第 2 | 議案第 87 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について   | 6 件 |
|     | 議案第 88 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について   | 1 件 |
|     | 議案第 89 号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について | 3 件 |
|     | 議案第 90 号 非農地証明について                 | 2 件 |
| 第 3 | 報告第 55 号 農地法第 4 条の規定に基づく届出について     | 1 件 |
|     | 報告第 56 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について     | 4 件 |
|     | 報告第 57 号 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について  | 3 件 |
|     | 報告第 58 号 相続税の納税猶予に関する継続届について       | 1 件 |
| 第 4 | その他                                |     |

事務局

それでは皆様御起立をお願い致します。只今より平成28年度第25回6月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日、26番〇〇委員より欠席の連絡をいただいています。15番〇〇〇委員に関しましては、遅れての出席ということで連絡をいただいていますので御報告致します。それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号19番〇〇委員、20番〇〇委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第87号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第87号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回6件の申請がありました。

#### 1 番

貸渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
借受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請地	三秋字大地	田	外1筆
譲受人の耕作面積	2,491.00 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	使用貸借権の設定		

議長

番号1につきまして補足説明をいたします。

貸渡人〇〇さんは、もともとは三秋の方でしたが、現在は松前町に住まわれている。借受

人〇〇さんは、地区外の方ですので私も現地の田んぼ確認に行ったのですが、丁度、確認に行った際に借受人〇〇さんが代掻きをされていたという状況ですし、一枚については田植えもされていたということで、地区外、松前町の方ではございますが、きちんと農地の管理もするし、米を栽培するというので1枚は田植えも済んでいますし、1枚は代掻き状況ということですので、よろしくご審議していただけたらと思います。

番号1につきましてご質疑ご意見はございませんか。

事務局

一部字の誤りがございます。土地の所在で三秋字大池と表記の「池」は「地」に訂正をお願いいたします。2筆とも字大地に訂正をお願いいたします。

議長

ご質疑はございませんか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	市場字向井原	畑	外5筆
譲受人の耕作面積	17,262㎡		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の方から説明がありましたが、譲渡人〇〇さんは松山となっておりますが、市場におりまして、屋敷も売りに出しているようですが、畑も今度、放ったら手が付けられない状態になっています。譲受人〇〇さんは、灘の方にも作っておるということで、必ず手入れして、耕作しますということでございますのでよろしくお願ひします。

議長

番号2につきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

### 3番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	上吾川字六反	田	
譲受人の耕作面積	4,334.99 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 労力不足		
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人〇〇さんという方は、お年も年ですし、農作業等できない環境にありまして、この前に誰か作ってくれる人はいないかということ、私の方に立ち話的に相談されたことがあります。この土地を結局売買したのだな。ということになっております。大平の譲受人〇〇さんについては、私、詳しく調査が行き届いていませんが、両方足しますと5反以上ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

番号3につきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

4番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下字雨龍	田	
譲受人の耕作面積	9,930 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	譲受人からの要望	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

宮下の譲渡人〇〇さんは、一人が住んでいて体も悪くなって、田も作ってもらっていたのですが、体も悪いので、買って欲しいと本人がいうので、作っていた譲受人〇〇さんが買ってくれたのです。よろしくをお願いします。

議長

番号4つきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号4つきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	
譲受人の耕作面積	8,247 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人〇〇さんは松前から中山町まで通いでは仕事が出来ないということで、譲受人〇〇さんに土地を貸していたのですが、今回、譲受人〇〇さんに売ったということです。

議長

番号5につきましてご質疑ご意見はございませんか。  
番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。  
番号6につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

6番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	双海町高岸	〇〇	〇
申請地	双海町高岸字世持	畑	外2筆
譲受人の耕作面積	10,827 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 労力不足		
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲受人〇〇さんの申し出がありましたので、確認印を押した次第でございます。よろしく  
お願いいたします。

議長

番号6につきましてご質疑ご意見はございませんか。  
番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

## ■議案第88号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第88号農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の申請がありました。

### 1番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇
	双海町上灘	〇〇	〇〇
	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
申請地	双海町上灘字水谷	田	外2筆
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権	移転	

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

譲受人は、平成9年8月に社会福祉法人として認可を受けて以来、特別養護老人ホームを中心に社会福祉事業を運営しているが、所在地周辺を運行する公共交通機関がなく、約70名の常勤職員の半数以上が自動車通勤しています。

現在、事業所の敷地内にある30台分の駐車場は、来所者用又は事業用車両用として設置しているものであり、職員は、来客用駐車場の一部や本来事業所内の駐車場として利用すべき場所でない所(芝生の広場等)に分散して駐車しており、来所者の駐車スペースが確保できなかったり、入所者に憩いの場を提供できなかったり等の負担を強いる状況が現状です。

そのような中で、近隣に職員の約半数以上の自動車通勤者の必要駐車台数を満たす用地を確保しようと周辺の適地を選定検討した結果、当該農地について売買の話がまとまり、農地転用を行うものです。

申請地は、双海町上灘で県道広田双海線の北側に位置する白地農地であり、10ha未滿の広がり無し第2種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模は、県道からの支線に接続する道路交通の安全確保の観点から職員の通勤用車両等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、露天駐車場の規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと考えられます。

議長。

議案第88号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。



地元委員

失礼致します。

譲受人の代理人の行政書士さんの方からお話がございます、駐車場がないということで、申請を上げますのでよろしくお願ひします。ということで、現場を見せてもらいましたし確認をしております。別に問題はなかったと思っています。以上、ご検討よろしくお願ひいたします。

議長

議案第 88 号につきましてご質疑ご意見はございませんか。

委員

これは、売買による所有権移転ということですか。

事務局

これは、備考欄に記載が不出されておひませんが、売買で所有権移転ということで補足させていただきます。

議長

他にごひませんか。

議案第 88 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案 88 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4 ページをお開きください。

## ■議案第 89 号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第 89 号伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があつたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回 3 件の申請がありました。

### 1 番

申出人	双海町高岸	〇〇	〇〇〇
土地所有者	双海町高岸	〇〇	〇〇〇

申出地 双海町高岸字世持 畑 外1筆  
転用目的 植林

申請地説明図の(5)～(7)が関係資料となっています。

申出人は、夫婦で柑橘を栽培していたが、昭和61年のガット・ウルグアイラウンド(関税及び貿易に関する一般協定・貿易の自由化や多角的貿易を促進するために行なわれた通商交渉)による柑橘価格の暴落に伴い、柑橘栽培をやめて植林を行ったものであります。

また、申出人は、当該土地を前所有者(前夫:現夫の兄)から平成28年3月に相続した際、登記地目が畑であることを認識し、伊予森林組合による間伐事業の施工を受けるため、地目を山林に変更することを必要があり、是正手続きとして、農振除外の申請に至ったものであります。

申出地は、双海町の山間部に位置し、農地と山林が混在した所であり、西側に向かって標高が高くなる傾斜面の10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

既に植林後30年以上経過しているため、今後新たな影響が生ずる恐れは無いと判断されます。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今、事務局が言った通り、判を押して欲しいと言って来たのが、〇〇〇さんはもう寝たきりという具合が悪いので現旦那さんがお願いに来て、お話を聞き、事務局の言った通りで判を押しました。以上です。

議長

番号1につきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号1につきまして承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

## 2番

申出人	喜多郡内子町	〇〇	〇〇
土地所有者	喜多郡内子町	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘字仲ヶ近		畑
転用目的	一般住宅		

申請地説明図の（８）～（１１）が関係資料となっています。

申出人は、現在、両親と妻と子供２人の家族６人で借家に居住しているが、祖母が申出地の北側に独居しており、両親は週末毎に上灘に農業耕作を行うために行き来していましたが、通作距離も長く不便を強いられており、生活不便を解消するため、母の定年、次女の高校進学を機に、上灘に住宅を建築し移住することを検討しました。

住宅建築用地を検討選定した結果、父所有の当該農地に、住宅を建築することを計画するものです。

申出地は、農地区分第２種と判断されます。県道広田双海線から沿線の北側に位置する集落が分布し住宅が連たんしている区域に接する区域で、おおむね10ha未満の農地の広がりがない第２種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さん宅の前の土地なのですけれども、隣が畑になっておりますが、そちらも今は休まれている状態で何の影響もない。近隣の方にも〇〇さんは話もされているようでして、周りの方も反対もない状況ですので、よろしく願いいたします。

議長

番号2につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

### 3番

申出人 中山町中山 ○○○ ○○○○ ○ ○○

土地所有者 中山町出渕 ○○ ○○

申出地 中山町出渕4番耕地 畑

転用目的 墓地

申請地説明図の(12)～(15)が関係資料となっています。

地元担当の○○委員は、本日欠席でありまして、事前に連絡を受け、状況説明に関する確認を受けておりますので、併せてご説明いたします。

申出人は、中山町の宗教法人であります。近年、檀家の高齢化により、墓地の利用が増加しており、境内に新規に設ける区画がない状態でありました。

今回、栃谷地区の檀家から、祖先祀りに支障をきたしており、是非とも墓地を新設したいとの要望を受け、檀家の利便性や永年管理を図るために、栃谷地区に境外墓地を設ける方向の結論に至り、主要道路沿いで檀家の参拝がしやすいことや墓地管理の行き届く場所であること。また、近隣住民の理解が得られ、周辺に影響がでない場所であること等の条件で、墓地を設ける土地を選定検討した結果、申出地の所有者の相続人から土地を寄付される話がまとまったため、農振除外の申請に至ったものであります。

申出地は、中山町栃谷集落の県道久万中山線沿いに位置し、農地と山林が混在した所の青地農地であり、北側に向かって標高が高くなる傾斜面の10ha未満の農地の広がりがない第2種農地の要素を満たしていると判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号3につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

## ■議案第90号 非農地証明願いについて

議長

議案第90号農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。

### 1番

申出人	大平	〇〇	〇〇	相続人代表	〇〇	〇〇〇
土地所有者	大平	〇〇	〇〇			
申出地	大平字白木谷	畑	外1筆			
証明書	非農地証明					
現状	雑木等繁茂					

この件に関しては、申請地説明図の(16)～(18)が関係資料となっています。

柑橘自由化対策で、昭和63年度から平成3年度頃まで実施された「柑橘園地再編整備推進事業」により県内のみかん園の伐採に対する補助事業が実施されていた当時に、伐採に着手する機会を逃し廃園状態になり現在に至っています。

現在は、雑木等が繁茂している状態です。また、所有者は平成27年3月に死亡しており申出人である相続人代表者は、高齢労力不足等の理由から当該農地を20年以上農業目的に供しておらず、現況も農地への原状回復が極めて困難な状況にあります。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

この件ですが、ご主人の〇〇さんも2年程前に亡くなりまして、奥さんも農協に勤めに出られていて全く農業をやっていない訳です。山も放任になり茂って、その山に入る橋も流されて無くなっているのでもそこにも行くことが出来ない状況です。再生することは困難だと思いますので放任になっております。よろしく願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号1につきまして承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

## 2番

申出人	中山町出渚	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町出渚	〇〇	〇〇
申出地	中山町中山西	畑	外2筆
証明書	非農地証明		
現状	植林（平成5年(桧)）		

この件に関しては、申請地説明図の（19）～（21）が関係資料となっています。

土地登記簿によると、申出人が平成27年12月に相続により取得しており、申出人の父親（前所有者）が平成5年からミカンと栗の木を伐採し桧を植林しており、20年以上農業目的に供せず、農地への原状回復が極めて困難な状況にあります。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

この現地には私も2度程足を運んで行って見ておりますが、土木屋さんに伐採してもらって一応掃除をしていただいて、後、植林をし替えたらと言っておりましたが、農地目的にはとてもじゃないですが周辺山林になってしまっているの、まず無理です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

番号2につきましてご質疑ご意見はございませんか。

番号2につきまして承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

報告事項に進みたいとおもいます。

## 第3

### ■報告第55号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第55号農地法第4条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告い

たします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

**1番**

届出人 中山町中山 ○○ ○○  
届出地 中山町中山字未 畑  
転用目的 農業用倉庫

議長

報告第55号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

**■報告第56号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について**

議長

報告第56号農地法第5条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回4件の届出がありました。

**1番**

譲渡人 (松山地裁競売)  
譲受人 下吾川 株式会社 ○○○○○○○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○○○  
届出地 下吾川字馬塚 畑  
転用目的 露天駐車場  
権利の種類等 地裁競売買受による所有権移転

**2番**

譲渡人 三島町 ○○ ○○  
譲受人 米湊 ○○ ○  
届出地 米湊字七反 畑 外1筆  
転用目的 個人住宅  
権利の種類等 所有権移転

**3番**

譲渡人 米湊 持分156666分の86340 ○○ ○○

	米湊	持分 156666 分の 70326	〇〇	〇〇
譲受人	米湊		〇〇	〇〇
届出地	米湊字山本	田		
転用目的	宅地拡張			
権利の種類等	所有権移転			

#### 4 番

譲渡人	米湊	持分 156666 分の 86340	〇〇	〇〇
	米湊	持分 156666 分の 70326	〇〇	〇〇
譲受人	米湊		〇〇	〇〇
届出地	米湊字山本	田		
転用目的	宅地拡張			
権利の種類等	所有権移転			

議長

報告第 56 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

### ■報告第 57 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 57 号農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 3 件の届出がありました

#### 1 番

貸出人	上三谷		〇〇	〇〇			
借受人	上三谷		〇〇	〇	相続人代表	〇〇	〇〇
届出地	上三谷字大門	田					
解約事由	双方合意						
権利の種類等	賃貸借権設定(農地法第 3 条)						

#### 2 番

貸出人	八倉		〇〇	〇〇
借受人	市場	農事組合法人	〇〇〇〇	
届出地	八倉字中窪	田	外 4 筆	
解約事由	双方合意			
権利の種類等	使用貸借権設定(基盤法)			



### 3番

貸出人	松山市	〇〇	〇
借受人	八倉	〇〇	〇〇
届出地	八倉字中窪	田	外 4 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	使用貸借権設定(基盤法)		

議長

報告 57 号につきましてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

### ■報告第 5 8 号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

報告第 5 8 号相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第 7 0 条の 6 の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

### 1番

被相続人	上三谷	〇〇	〇〇
相続人	上三谷	〇〇	〇〇
届出地	上三谷字久保	田	外 13 筆
相続開始	平成 18 年 9 月 19 日		

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から 3 年目毎に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を相続人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成 28 年 7 月 19 日のため、事務局が届出地の現地確認を実施し、農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による会長専決により、平成 28 年 6 月 1 日に証明書を交付したものです。

議長

報告第 58 号についてご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

## 第4

### ■その他

事務局

- ・農地法第4条、第5条の許可申請の許可状況の報告について
- ・平成28年度農地利用状況調査について
- ・次回の開催日程について

議長

以上で第25回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には、適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第25回6月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同御起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 15時 14分 閉会)